

# IMES DISCUSSION PAPER SERIES

## 東京国際通貨法セミナーの様様

「21 世紀における通貨法概念の再構築  
(Redefining the Concept of Lex Monetæ for the 21st Century  
International Monetary Obligations and Payment Systems )」

そ の かずあき かんたひでき  
曾野和明・神田秀樹

Discussion Paper No. 2004-J-25

# IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 日本橋郵便局私書箱 30 号

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。  
<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

**備考：** 日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

## 東京国際通貨法セミナーの様相

### 「21世紀における通貨法概念の再構築

(Redefining the Concept of Lex Monetae for the 21st Century

International Monetary Obligations and Payment Systems )」

その かずあき かんた ひでき  
曾野 和明\*・神田 秀樹\*\*

### 要 旨

本稿は、2004年4月1日に東京（日本銀行会議室）で開催された国際通貨法セミナーの様相を紹介するものである。

本セミナーは、国際法協会・国際通貨法委員会（The Committee on International Monetary Law of the International Law Association : MOCOMILA）と日本銀行が共同で開催したものであり、MOCOMILAメンバーのほか、国内の学者・弁護士および日本銀行関係者が参加した。国際法協会（ILA）は、法学者、法曹実務家をメンバーとする国際学術団体であり、その下部組織である国際通貨法委員会（MOCOMILA）は、通貨・金融関連法を担当している。本稿の筆者である曾野および神田はMOCOMILAの日本メンバーである。

本セミナーのテーマは、通貨の発行・流通の実態やこれを取り巻く環境が大きく変化してきている中で、通貨に関する伝統的な法概念や法原理はどの程度有効性を維持し得ているのか、という問題意識に基づき、通貨を巡る法的・制度的論点を検討して、21世紀にふさわしい通貨法概念の再構築を図ろうというものである。本セミナーでは、MOCOMILAメンバーによる報告と、これを受けての活発な議論が展開された。本稿では、これらの報告および討議の概要を紹介している。

キーワード：通貨法、lex monetae、通貨、法貨、ドル化、管轄権、通貨主権

JEL classification: K10, K33, K39

\* 北海道大学名誉教授

\*\* 東京大学大学院法学政治学研究科教授

本稿執筆に際しては、本セミナーの事務局を担当した日本銀行金融研究所スタッフの多大な協力を得た。記して感謝したい。もっとも、本稿についての責任は筆者2名が負う。

## 目次

はじめに .....	1
1 . 『21 世紀における通貨の概念 ( The Concept of Money in the 21 <sup>st</sup> Century )』 ( 報告者 : Sáinz de Vicuña 氏 )	
報告 .....	2
討議 .....	6
2 . 『外国人同士のドル資金移転や外国銀行におけるドル建て口座の保有に対 する米国の管轄権 ( The U.S. Jurisdiction over Transfers of U.S. Dollars between Foreigners and over Ownership of U.S. Dollar Accounts in Foreign Banks )』 ( 報告者 : Gruson 氏 )	
Freis 氏による代理報告 .....	8
3 . 『ドル化 法律および決済システムの観点からの検討 ( Dollarization, the Law and Payment Systems )』 ( 報告者 : Baxter 氏 )	
報告 .....	13
討議 .....	17
4 . 『金銭債務、準拠法、管轄権 ( Monetary Obligations, Governing Law and Jurisdiction )』 ( 報告者 : Blair 氏 )	
報告 .....	18
討議 .....	22
5 . 『通貨主権の法的側面に関する考察 ( Reflections on Current Legal Aspects of Monetary Sovereignty )』 ( 報告者 : Gianviti 氏 )	
Freis 氏による代理報告 .....	23
6 . 『通貨の変容と通貨法へのインプリケーション ( National and International Evolution of Money and Implications for Monetary Law )』 ( 報告者 : Giovanoli 氏 )	
報告 .....	25
討議 .....	29

## はじめに

2004年4月1日、国際法協会・国際通貨法委員会( The Committee on International Monetary Law of the International Law Association : MOCOMILA ) と日本銀行の共催によるセミナー「21世紀における通貨法概念の再構築( Redefining the Concept of Lex Monetæ for the 21st Century International Monetary Obligations and Payment Systems )」が、日本銀行会議室において開催された。

国際法協会( ILA )は、19世紀中に設立された、法学者、法曹実務家をメンバーとする国際学術団体であり、国際通貨法委員会( MOCOMILA )は、通貨・金融関連法を担当する下部組織として、約50年の歴史を有する。MOCOMILAの日本メンバーは、曾野および神田である。

本セミナーは、通貨の発行・流通の実態やこれを取り巻く環境が大きく変化してきている中で、通貨に関する伝統的な法概念や法原理はどの程度有効性を維持し得ているのか、という問題意識に基づき、通貨を巡る法的・制度的論点を検討して、21世紀にふさわしい通貨法概念の再構築を図ろうとするものである。本セミナーには、MOCOMILAメンバーのほか、国内の学者・弁護士および日本銀行関係者が参加した(参加者リストは別添参照)。

本セミナーでは、MOCOMILAメンバーによる6本の報告とこれに基づく討議が行われた。これらのテーマと報告者は、次のとおり。

『21世紀における通貨の概念( The Concept of Money in the 21<sup>st</sup> Century )』  
( Antonio Sáinz de Vicuña 氏 ( ECB ジェネラル・カウンセル ) )

『外国人同士のドル資金移転や外国銀行におけるドル建て口座の保有に対する米国の管轄権( The U.S. Jurisdiction over Transfers of U.S. Dollars between Foreigners and over Ownership of U.S. Dollar Accounts in Foreign Banks )』

( Michael Gruson 氏 ( シャーマン・スターリング法律事務所弁護士 ) ・  
急遽欠席となったため、BIS シニア・カウンセルの Freis 氏が代理報告 )

『ドル化 法律および決済システムの観点からの検討( Dollarization, the Law and Payment Systems )』

( Thomas C Baxter Jr 氏 ( ニューヨーク連銀ジェネラル・カウンセル ) )

『金銭債務、準拠法、管轄権( Monetary Obligations, Governing Law and Jurisdiction )』

( William Blair 氏 ( 英国王室顧問弁護士 ) )

『通貨主権の法的側面に関する考察( Reflections on Current Legal Aspects of

Monetary Sovereignty )』

( François Gianviti 氏 ( IMF ジェネラル・カウンセル ) ・急遽欠席となったため、Freis 氏が代理報告 )

『通貨の変容と通貨法へのインプリケーション ( National and International Evolution of Money and Implications for Monetary Law )』

( Mario Giovanoli 氏 ( BIS ジェネラル・カウンセル ) )

以下、各報告および討議の概要を紹介する。

なお、金融法学会では、本セミナーを受けて、本年 10 月 9 日の大会で『通貨法 ( lex monetae ) 概念とその役割の再検証』とのテーマでのシンポジウムを予定しており、その資料は金融法務事情 1715 号 ( 2004. 8. 25 ) に特集されている。

## 1 . 『21 世紀における通貨の概念 ( The Concept of Money in the 21<sup>st</sup> Century )』 ( 報告者 : Sáinz de Vicuña 氏 )

### < 報告 >

#### ( 1 ) はじめに

通貨は、古代メソポタミアで発明されて以来 25 世紀に亘り、金属などの本源的な価値 ( intrinsic value ) を有するものとして存在してきた。20 世紀の通貨の歴史は、金本位制の下で始まり、ユーロ 本源的な価値を持たず、物質的結び付きから放たれて、マーケットによって価値が決定される通貨 ( dematerialised currency ) の導入で幕を閉じたといえる。ユーロの導入は、21 世紀における通貨の概念に新しい要素をもたらしている。

通貨の法的性質に関する著作としては、マンによる “The Legal Aspect of Money”<sup>1</sup> が最も権威があるとされている。同書は、いわゆる貨幣国定学説 ( State theory of money )<sup>2</sup> に基づき、通貨は、国家によって任命された当局によって交換手段として発行される動産 ( chattels ) であるとする。ユーロの導入は、欧州連合加盟国がユーロを域内通貨と決定したという点においては貨幣国定学説と整合的であるが、次の 2 点において、同説に変容を迫るものであるといえる。

第 1 に、ユーロ導入の基礎をなす規則では、ユーロは、通貨統合参加国の通貨となり、新たな計算単位となることが定められている<sup>3</sup> が、その価値については定義されていない。ユーロと通貨統合参加国通貨の交換レートは、ユーロ導

<sup>1</sup> Frederick A. Mann, *The Legal Aspect of Money*, Oxford University Press (5<sup>th</sup> ed. 1992).

<sup>2</sup> 「貨幣は法制の創造物であり、貨幣の価値は国家の権力によって決まる」とする考え方であり、1920 年代のドイツにおける学説 ( クナップ ( Knapp ) が代表的論者 ) を源流とする。

<sup>3</sup> Council Regulation No 974/98 of 3 May 1998 on the introduction of the euro [1998] OJ L139/1.

入の前営業日（1998年12月31日）における通貨統合参加国通貨の市場価値に基づいており<sup>4</sup>、1992年以降欧州連合では価値維持条項の禁止や外国通貨の国内での使用への制限に関するメンバー国の規律を全て廃棄していたから、ユーロの価値は、国家によってではなく、完全にオープンで自由な市場によって決定されたといえる。

第2に、ユーロは、その導入時点においては、銀行券の発行を伴っていなかった。また、「欧州共同体を設立する条約（Treaty establishing the European Community）」（以下、「EC条約」という。）も、ユーロに関する規則も、ユーロ銀行券に法貨（legal tender）としての地位を与えてはいる<sup>5</sup>が、法貨という概念の具体的な中味については何ら規定していない。こうしたことからみると、ユーロの導入は、「汎用的な弁済力を有する動産」として理解されてきた従来の法貨の概念を空虚なものにしたといえるのではないかと思う。

## （2）法貨の意義と現金以外の通貨

法貨の概念は、ユーロの導入以前においても、不可解なものであった。例えば、スコットランドや北アイルランドでは、そもそも法貨という概念が存在していない。また、欧州連合加盟国の中には、法貨の受取りを拒否する債権者に罰金を科す旨の規定を有する国があるが、こうした制裁が実際に発動されていたのは人々の記憶の外にある遠い過去のことであり、規定の実質的意味は既に廃れている。逆に、全ての欧州連合加盟国は、税制、マネーロンダリング対策等の理由から、特定の債務の現金による弁済を禁ずる法律上の規定を有している。また、契約自由の原則により、現金の利用を排除することも認められている。さらに、当事者間の契約で明示されていない場合には、慣習に従って支払方法が決定され、慣習上、現金による支払いが排除されることも多い。例えば、事業者間の取引では、通常、現金は使われず、金融市場取引や電子商取引では、現金の利用は不可能である。

実際、現金は、小口の対面取引という分野で、極めて限定的に利用されているに過ぎない。かつ、そうした小口の対面取引の分野においてさえ、現金は、電子マネー、クレジットカード、デビットカード、小切手等の他の支払手段と競合している。

ユーロ圏における最近の統計によれば、日々の現金による支払決済額は、現金以外による支払決済額の2%にも満たない額に止まっている。過去20年間の

---

<sup>4</sup> Council Regulation No 2866/98 of 31 December 1998 on the conversion rates between the euro and the currencies of the Member States adopting the euro [1998] OJ L359/1.

<sup>5</sup> EC条約106条1項、Council Regulation No 974/98 of 3 May 1998 on the introduction of the euro [1998] OJ L139/1 Art. 10.

マネーサプライ統計をみても、いわゆる M3 の中で現金の占める割合は、徐々に低下しており、現金以外の勘定上の通貨 (scriptural money) が相対的に増加している。こうした統計数値は、現金に対するニーズがないことだけでなく、現金以外の通貨に対する信認が向上してきていることを示している。これは、金融機関の支払能力を確実なものにする監督ルール、金融機関の流動性を確保する預金保険制度の確立、円滑な日中決済を可能とする RTGS の導入、支払完了性 (finality) や消費者保護を確保する決済システムに対する規制、中央銀行による決済システムの監督、電子マネーの利用者を保護するための規制、電子決済の利便性・安全性を高める新技術、電子商取引に関する立法措置等を背景としている。こうした金融機関の健全性を担保する各種の制度等によって、現金を保有することに伴うリスク、すなわち盗難、紛失等のリスクより、銀行に預金を保有することに伴うリスク、すなわち金融機関が支払不能となるリスクの方が、低くなっている。

21 世紀のスタート時点において、法貨の意味は、現金のデザインや様式に関する規格に限られてしまっており、これは重量や寸法や技術的条件に関する他の規格と同様のものに過ぎないといえよう。法貨は債権者に受領を強制する効果を有するという捉え方も、少なくとも経済の発展した国々においては、もはや時代遅れで、不適當である。もちろん、現金には、匿名性、支払完了性、小口の支払いにおける利便性等の面で優位性があり、現金への需要がなくなることはないであろう。しかし、現金以外の通貨は、通貨の 2 つの基本機能、すなわち、価値保蔵の機能および支払手段としての機能の両面で、既に勝利を収めているといえよう。したがって、21 世紀のスタート時点における法的観点からみた通貨の概念は、現金と現金以外の通貨の両方を含む概念として捉える必要がある。

それでは、現金以外の勘定上の通貨 (scriptural money) という概念の範囲は、どのように把握されるべきだろうか。「通貨」は、計算単位としての機能に加え、容易に入手可能な汎用的な支払手段 (readily-available general means of payment) としての機能と、価値保蔵機能を有する必要がある。かかる基準に照らして、マネーサプライ統計における分類を基に、法的観点からみて何が通貨に該当するかを考えてみると、M1 (現金および預金通貨 (当座、普通預金等)) が通貨に含まれるのは、明らかである。最近改正されたオランダの民法典が、預金口座への振込は債権者が明示的にそれを禁止していない限り有効な弁済になると規定しているのは、こうした考え方に基づくものであろう。他方、M2 において加わる預金は満期にならないと決済手段として使えないといった制約があり、また M3 において加わる預金類似商品は決済手段として利用するためには当座預金等に転換しなければならないため、法的観点からは通貨とはいえない。現金以外の通貨は、技術の進歩に伴って多様な形態をとり得るのであって、何が現

金以外の通貨に当たるかが法定されているわけではない。結局、現金以外の通貨は、機能的観点から、「一定の通貨単位を付された容易に入手可能な支払手段であり、代替可能性を有し（fungible）汎用的な購買力を表象するもの」と捉えるのが適切であろう。

### （３）制度的通貨論へ

通貨の本質は購買力（purchasing power）である。通貨の購買力が低下すれば、通貨に対する人々の信認も低下し、市場における通貨の価値は低下する。1970年代までは、通貨の購買力は金や銀とのリンクによって担保されていたが、今日では、物価の安定を使命とする中央銀行という制度によって、通貨の購買力の維持が図られている。通貨の購買力は、金融政策の結果であり、通貨は、その購買力の維持、すなわち物価の安定を確保する制度的枠組みが整っている場合に、社会や市場からの信頼を得ることができる。したがって、通貨とは、中央銀行によって生み出され管理される非物質化された「商品」（dematerialised “commodity”）であって、価値保蔵機能を果たすもの、と定義することができよう。

こうしたことを踏まえると、通貨について説明する理論として、通貨とは国家が通貨として定めるものであるとする貨幣国定学説（State theory of money）と、通貨とは社会が通貨として機能することを望むものであるとする社会的通貨論（Societary theory of money）<sup>6</sup>との中間に、制度的通貨論（Institutional theory of money）とでも呼ぶべき考え方をみいだすことができる。

制度的通貨論は、中央銀行が通貨の量をコントロールできることを前提としている。すなわち、中央銀行が通貨供給量を管理し、それによって物価の安定を確保できることが必要である。したがって、次の３つのことが決定的に重要である。第１に、中央銀行は、物価の安定を第一義的な目的としなければならない。第２に、中央銀行は、物価の安定を実現するための十分な機能（functional capacity）と手段を有していなければならない。第３に、中央銀行は、自律的な金融政策決定権（autonomous decision-making）を有しなければならない、そのためには中央銀行の独立性の法定が必要である。

制度的通貨論においては、国家の役割は通貨の名称や現金の仕様を決定するに過ぎず、通貨の価値すなわち購買力は通貨の量によって決まり、その通貨の量を決めるのは中央銀行の金融政策であるということになる。この点で、制度的通貨論は、貨幣国定学説とは異なる。制度的通貨論の下では、何が通貨かという外延は、国家が命令によって決めるのではなく、中央銀行が支払手段に関する技術革新や市場の状況や社会的慣習を考慮して画定することになる。また、

---

<sup>6</sup> 例えば、Arthur Nussbaum, *Money in the Law*, The Foundation Press (1939)にみられる考え方。

制度的通貨論の下では、国家は、金融政策に関する事項に干渉しないことが求められるのみならず、さらには、そうした消極的な義務だけでなく、健全な財政政策によって金融政策の実効性確保に協力するという積極的な義務も負うことになる。

他方、制度的通貨論は、社会的通貨論とも異なる。制度的通貨論においては、通貨が社会や市場に受け入れられるかどうかは、金融政策の制度的枠組みが物価の安定、すなわち通貨の購買力の維持を第一義的な目的とし、信頼性の高いものであるかどうかにかんして決定的に依存することになる。そこでは、中心的役割を果たすのは、社会ではなく中央銀行である。すなわち、社会による支持は、通貨の受容性や信頼性の前提をなすものと捉えられるのではなく、健全な金融政策によって通貨の受容性や信頼性が維持される結果として、社会の支持がもたらされると捉えられることになる。

以上の議論から、21世紀における新たな通貨法の考え方としては、次のように考えるべきである。すなわち、非物質化された通貨は、もはや購買力以外の価値を有するものではなく、そうした通貨の購買力が維持され、通貨が価値尺度として機能するためには、中央銀行制度という物価安定のための制度的枠組みが必要である。

#### (4) 通貨のグローバル化と制度的通貨論

現金が通貨発行国の外で広く利用されていても、通貨発行国の金融政策に特段の影響が及ぶことはないが、現金以外の通貨が通貨発行国の外で広く利用される場合には、状況は異なってくる。すなわち、通貨発行国の中央銀行による金融政策の効果が及ばない外国で、金融機関によって現金以外の通貨が創造される場合には、通貨発行国の中央銀行による通貨供給量のコントロールが難しくなる。

したがって、ドル化・ユーロ化は、経済規模の小さな国で行われる場合には特に問題はないが、経済規模の大きな国で行われる場合には問題が生じる可能性がある。制度的通貨論の下では、中央銀行が常に通貨供給量をコントロールできることが不可欠である。したがって、通貨発行国の中央銀行による通貨供給量のコントロールを可能にするような適切な協調の枠組みを構築することなしに、一方的に外国通貨を自国通貨として利用する決定を行うことは、国際法違反とみなされるべきであり、許されないと解すべきである。

#### < 討議 >

Giovanoli：どのような弁済方法を有効と認めるかは、当事者の自由であり、単なる契約の問題である。これに対し、法貨は、当事者が弁済方法について何の取極めもしていなかった場合に、有効と推定される弁済方法を示すもので

ある。オランダ民法典において、預金通貨の譲渡は債権者が明示的に反対しない限り有効な弁済になると規定されているのも、むしろ、そうした法貨概念を前提としているともいえるのではないか。また、契約に明示されていない場合、何が有効な弁済方法かは慣習によって決まるというのは、大陸法の国においては必ずしも正しくないのではないか。

**Sáinz de Vicuña** : 法貨の意義については、指摘のとおりであると思われる。弁済方法が慣習によって決まるという点については、例えば、5 ユーロのタクシー代を 500 ユーロ札で支払うのは現実的に不可能であろう。

**Gannon (香港金融庁)** : 香港では、債務者は、基本的に法貨に分類されるどのような支払手段によって支払いを行っても、有効な弁済の提供としてその後の責任を免れ得ることになっている。したがって、5 ドルのタクシー代を 500 ドル札で支払っても、有効な弁済の提供となる。但し、その場合、タクシー運転手は、お釣りを直ちに支払うことができなくても、これに伴う利用客の損害に対する責任を負わないことになるものと思う。

**Sáinz de Vicuña** : 欧州では、500 ユーロ札は、価値保蔵手段として認識されており、日常的な支払手段としては認識されていない。大陸法の世界では、信義則 (good faith) が妥当するため、タクシー運転手は、5 ユーロのタクシー代に対して 500 ユーロ札を差し出されたら、その受取りを拒否することができると思われる。このほか、特定の取引 (自動車の購入等) においては現金による弁済は認められていない。こうしたことを踏まえると、今日、法貨という概念の意義は小さくなっているといわざるを得ない。

**森下 (上智大学助教授)** : 中央銀行が完全に国家から独立し得るとすれば、中央銀行にとって、国境は意味を失うことになる。その場合、中央銀行が金融政策を遂行すべき領域はいかなる基準により確定し得るのか。

**Sáinz de Vicuña** : 中央銀行は、必ずしも国家と結び付いている必要はない。例えば、ECB は国家と直接に結び付いてはいないし、米国連邦準備制度は、米国外で保有されているドルについてもモニタリング等を行っている。中央銀行の活動すべき領域については、通貨の価値を維持し得るかといった機能面から判断することが重要である。

**早川 (立教大学助教授)** : 国家が一方的に外国通貨を利用することは、法的に「できない (cannot)」ということなのか、それとも、「すべきではない (should not)」ということなのか。

**Sáinz de Vicuña** : 一方的なドル化・ユーロ化に関する私の見解はドグマティックなものではなく、機能的なアプローチに基づくものである。例えば、モンテネグロやコソボなど経済的規模の小さい国がユーロを一方的に自国通貨として利用しても、その影響は無視し得るものである。他方、ポーランドやウ

クライナといった経済規模の大きな国が、欧州連合と全く調整をせずに一方的にユーロを導入する場合には、ECB による通貨供給量のコントロールに甚大な影響を及ぼすことになる。したがって、ユーロを自国通貨として利用する国があるのであれば、ECB が通貨供給量をコントロールし得る枠組みを構築するための調整を行うことが不可欠であると思われる。

## 2. 『外国人同士のドル資金移転や外国銀行におけるドル建て口座の保有に対する米国の管轄権 (The U.S. Jurisdiction over Transfers of U.S. Dollars between Foreigners and over Ownership of U.S. Dollar Accounts in Foreign Banks)』 (報告者: Gruson 氏)

### < Freis 氏による代理報告 >

#### (1) はじめに

従来、米国は、ドル資金の移転 (dollar transfers) の凍結・封鎖を外交政策の重要な道具として用いてきた。国際緊急経済権力法 (International Emergency Economic Powers Act of 1997)<sup>7</sup> は、大統領が米国の安全・外交・経済に対する「異例かつ顕著な脅威」となると認めた場合に、米国がドル資金移転の凍結等の制裁を課すことを認めており、財務省の海外資産管理室 (Office of Foreign Assets Control (OFAC)) が制裁を実行している。さらに、2001 年 9 月 11 日の同時多発テロ事件 (以下、「9/11 事件」という。) 以降、米国では、国際テロとそれに対する資金供給の防止が最重要課題と位置付けられており、現在では、米国パトリオット法 (USA PATRIOT ACT) によって、テロ活動に対する資金供給を断つために、資金移転の凍結ばかりでなく、国外の預金の差押えも行うことができることとされている。以下では、国際的な決済システムを通じて移転されるドル資金や国外の銀行に預け入れられたドル預金に対する米国の管轄権にかかる法的根拠について論じることとする。

#### (2) 国際的な決済システムを通じたドル資金の移転の凍結

米国が自国内に所在する銀行が関わるドル資金移転を凍結できることは疑う余地がないが、国外の銀行同士の取引に関しては、管轄権の問題が生じる。

資金移転の凍結と米国の管轄権の問題を検討するに当たっては、資金移転の形態を分けて考える必要がある。第 1 の形態は、連邦準備銀行で決済されるドル資金移転である。外国銀行 A の顧客と別の外国銀行 B の顧客との間における資金移転は、多くの場合、A、B 各々のコルレス銀行である 2 つの米国銀行間の資

---

<sup>7</sup> 50 U.S.C. Ch. 35.

金移転につながり、最終的には、CHIPS や Fedwire を通じて連邦準備銀行で決済される。こうした米国連邦法の管轄下にある米国の決済システムを使って行われる資金移転は米国法に服し、米国が凍結することができると考えられる。第 2 の形態は、連邦準備銀行で決済されないドル資金移転である。資金の支払人が口座を持つ外国銀行 A と、受取人が口座を持つ外国銀行 B がいずれも外国銀行 C に取引口座を持っており、外国銀行 C における口座間の資金振替により資金が移転される場合等では、米国外のドル決済システムにおいて資金移転が完結し、米国内では資金移転が起らない。米国銀行のロンドン支店が米国によるドル預金凍結命令の効力に服することを主張し敗訴したリビア・アラブ銀行対バンカース・トラスト事件 (Libyan Arab Foreign Bank v. Bankers Trust Co.)<sup>8</sup> の判決においても、英国裁判所は、「リビア・アラブ銀行とバンカース・トラストが同一の銀行に預金口座を保有していたとすれば、同銀行内の記帳のみによって両者間の資金移転が可能である」旨を述べている。第 3 の形態は、銀行間決済が生じないドル資金移転である。支払人と受取人がいずれも同じ外国銀行にドル預金口座を持っている場合には、銀行間での資金移転は起こらず、銀行内で記帳換えが行われるに過ぎない。また、外国銀行にドル預金口座を持つ支払人がドル資金を引出し、受取人に直接渡す場合にも、米国では資金移転は生じない。

これら 3 つの形態は、いずれも最終的には、支払人と受取人または仕向銀行と被仕向銀行が共に口座を持つ、何らかの組織内における口座残高の増減という形で資金が移転するという点で共通している。しかし、3 つの形態は、支払人と受取人または仕向銀行と被仕向銀行が口座を持つ組織の所在地が異なっている。そして、第 1 の形態においてのみ、米国の連邦準備銀行やニューヨーク手形交換所を通じた資金決済が生じる。第 2、第 3 の形態では、決済は米国外で行われ、米国内ではドルの移転は生じない。第 2、第 3 の形態のように、米国法の管轄下にある米国の決済システムを通じた資金移転が生じない場合には、米国法の適用を主張することは困難である。

米国は、米国内の決済システムを経由する第 1 の形態だけでなく、第 2、第 3 の形態においても、ドル資金の移転を凍結することは可能という立場を採っているが、そうした立場を正当化する論拠はないものと考えられる。

---

<sup>8</sup> 1986 年、リビア・アラブ銀行 (Libyan Arab Foreign Bank) は、バンカース・トラストのロンドン支店に、米ドル建ての預金口座を保有していたところ、レーガン大統領は、米国内および海外支店を含め米国人の管理下にある、リビア政府およびその関連機関の所有にかかるすべての資産の凍結を命じた。他方、英国では同種の措置は取られなかった。そうした中で、リビア・アラブ銀行は、バンカース・トラストに対し預金の払戻し等を求めて、英国裁判所に提訴した (Libyan Arab Foreign Bank v. Bankers Trust Co., [1989] 1 QB 728, [1989] 3 All ER 252, 270)。

### (3) 外国銀行におけるドル預金の差押え

9/11 事件からわずか6週間後の2001年10月26日に制定された米国パトリオット法により、米国の管轄権は、従来、国際緊急経済権力法で認められていた範囲よりも拡大された。米国パトリオット法の下で米国政府に認められた外国銀行における預金の差押えに関しては、次のような論点がある。

#### イ．外国銀行に預け入れられている資金の差押え

18 U.S.C. 981(a)条は、国際テロを含む一定の犯罪行為に関連して得られた資産は、差押えの対象となるとしている。差押えの対象となる資産は、米国内にあるものに限られないが、米国パトリオット法が制定される以前は、対象資産が国外の外国銀行に預け入れられた資金である場合には、差押えを執行することができなかった。米国パトリオット法 319(a)条<sup>9</sup>では、犯罪性のある資金が、米国内に銀行間取引口座を有する外国銀行に預け入れられている場合、当該預金は、18 U.S.C. 981(a)条の差押えに関しては米国内の銀行間取引口座に預金されたものとみなすこととされている。しかも、当該外国銀行の預金は、ドル建てでも外国通貨建てでもよく、口座の所在地がどの国であるかも問われない。また、米国内の銀行間取引口座の資金が犯罪に関係しているかどうか、同口座を通じた資金移転があったかどうかとも問われない。但し、差押えの対象となる資金の額は、外国銀行に預け入れられている資金の額に限られる。

米国パトリオット法は、米国が管轄権を持たない外国銀行の口座に預け入れられている資金の代替として、国内銀行の口座に預け入れられている資金を差し押さえることを可能とすることを狙いとしている。同法の下では、資金の差押えに当たって、外国に所在する預金と米国の領域との間に何らの真正なリンク付けを求めておらず、リンク付けは、外国銀行に預け入れられた資金を米国銀行に預け入れられた資金とみなすことにより、在外資産を米国内に所在するものとみなすという擬制によって創り出されている。このような擬制によって、米国は、事実上、自国の管轄権を全ての国外財産や行為に及ぼすことが可能となった。擬制は法律上の道具として一般に認められてきているが、管轄に関する事項について用いることが適当かどうかは疑わしい。

#### ロ．外国銀行の救済

米国パトリオット法の下でも、外国銀行の口座に資金を有する預金者は、「善意の所有者の抗弁 (innocent owner defense)」を有する旨が明記されている。しかし、米国パトリオット法は、外国銀行については、この抗弁の主張を明示的に排斥している。したがって、米国内の銀行間取引口座への預金を差し押さえ

---

<sup>9</sup> 18 U.S.C. § 981(k)(1)(A).

られた外国銀行は、当該差押えに対して異議を唱えることができない。しかしながら、銀行法の一般原則によれば、米国内の銀行間取引口座への預金者である外国銀行は、当該口座にある資金に関して無担保の請求権を有するだけで、資金を所有しているわけではない。したがって、もともと善意の所有者の抗弁の支えは十分でない。ましてや、外国銀行への外国預金者は銀行間取引口座における所有者であるとはさらに言い難いのであるから、善意の所有者の抗弁提出の前提を欠く。しかし、米国パトリオット法は、外国預金者にはこの抗弁を与えると明記するのである。

もっとも、米国パトリオット法の内容にはこのような混乱がみられるものの、外国銀行は、いくつかの方法により、差押えに対抗することはできると考えられる。第 1 に、銀行間取引口座にある資金が差し押さえられた場合には、事実上、資金だけでなく当該資金に対する外国銀行の請求権も差し押さえられており、米国パトリオット法は、そうした請求権の差押えに対する外国銀行の救済を否定していない。第 2 に、外国銀行は裁判を受ける権利を有しており、米国パトリオット法は、そうした憲法上の権利を否定することはできない。第 3 に、米国パトリオット法では、司法長官が外国銀行の所在する国家の法と米国法との間に法の抵触があると認めた場合には、司法長官は財務長官と協議のうえで、差押えを一時停止または終結させることができるとされている<sup>10</sup>。外国銀行は司法長官に働きかけることもできるだろう。ただ、これらの手段はいずれも差押えが行われた後の対応であって、外国銀行にとって、問題の解決策として十分なものではない。

## 八．米国商事法の基本原則との関係

米国法の下では、預金された資金の所有権は銀行が保有し、預金者は銀行に対する請求権を有するに過ぎないと解されてきており、この原則は、英国やドイツ等の他の法領域でも妥当する。すなわち、差押えの時点では、一方では、外国銀行が預金者から預け入れられた資金の所有権を有し、他方では、米国の取引銀行が外国銀行から預け入れられた資金の所有権を有することになる。しかしながら、米国パトリオット法 319(a)条における法的擬制は、差し押さえられた資金と犯罪性のある資金を預け入れた預金者との間には所有関係がないにもかかわらず、商事法の原則に反して、差し押さえられた資金の所有権を犯罪性のある資金を預け入れた預金者に与えるのと同じ結果をもたらすことになる。

仮に、こうした米国パトリオット法における預金の所有権に関する考え方を、他の法分野に当てはめてみると、その結果は深刻である。例えば、破産法の分野についてみると、銀行に預金された資金に関し預金者がなお所有権を有する

---

<sup>10</sup> 18 U.S.C. § 981(k)(1)(B).

ということになれば、銀行が破産した場合の破産財団に属する財産が大幅に減少し、銀行に対する他の一般債権者や FDIC が深刻な不利益を受けることになる。

## 二．国際法上の領域主権との関係

国際法上、国家は自国の領域内で規制を行う排他的権利を有する。これを領域原則（territoriality principle）という。米国パトリオット法 319(a)条は、ほぼ間違いなく領域原則に反していると考えられる。

よく知られているように、領域原則は絶対的なものではなく、特に、国家の安全保障に関わる場合には、国家はその管轄権を国外に拡大する権利を有するとされる。そこで、米国は、米国パトリオット法 319(a)条に基づく米国内の銀行間取引口座の資金に対する差押えについても、「外からの脅威」に対抗するものであると主張するであろう。そして、その脅威がもともとの海外資金の所在国から生じているわけではない場合でも、当該資金がテロ活動を支援するために使われる可能性があるため、当該資金の存在は米国に対する間接的な脅威である、と主張するであろう。しかし、米国パトリオット法に基づき、米国内の銀行間取引口座の資金が差し押さえられても、外国法の下で外国の預金者が外国の銀行に対して有する預金払戻し請求権は消滅しないため、その海外資金は依然として違法行為を支援するために使われ得る。したがって、「外からの脅威」という主張は説得的でない。

## （４）結論

米国パトリオット法 319(a)条については、これが直ちに国際通貨制度における米国の役割を弱めるということにはなるまい。しかし、同条項がもたらし得る累積的な効果や、外国資産の凍結・封鎖命令の頻繁かつ政治的道具としての利用は、危険をはらんでいる。これらの施策は、長期的には、ドル資金の 70%を保有する国際実業界にネガティブなシグナルを送り、ドルを弱体化させる可能性がある。今日の国際問題は単独では解決できないし、国際協力を無視することの代償は大きなものとなるであろう。国際的に認められ得るアプローチとしては、テロへの資金供給を規制する包括的なルールを有している国とそうでない国を区別して対応することが考えられる。前者に対しては、そもそも、米国パトリオット法に基づく米国内取引口座に対する差押えの条項を適用する必要がない。他方、後者については、そのような国の銀行が米国内に取引口座を持つことを阻止すべきである。こうしたアプローチには、先例がある。すなわち、現在、米国内に支店を開設できる外国銀行は、FRB が「連結ベースの包括的な銀行監督」のシステムを有していると認める国の銀行に限られている。

### 3 『ドル化 法律および決済システムの観点からの検討(Dollarization, the Law and Payment Systems)』

(報告者：Baxter 氏)

#### < 報告 >

#### (1) はじめに

ドル化とは、ある国(以下、「ドル化国」という。)の国民が外国の通貨を自国通貨と並行してまたは自国通貨の代替として使用することをいう。ドル化には様々な形態があり、法律により外国通貨を法貨と規定する法律上のドル化とそうではない事実上のドル化、完全なドル化と部分的なドル化、一方的なドル化と双方向的なドル化、に分類できる。ドル化は、金融政策運営に失敗し自国通貨への信頼が失われた国家において、通貨発行国の金融政策に頼ることにより経済の安定を図ることを目的に行われることが多い。但し、ドル化によって通貨発行国の金融政策を採用しても、財政政策が適切に運営されなければ、経済の安定は得られない点には注意する必要がある。

既に十数カ国が米ドルによるドル化を行っているが、いずれも小国であり、これまでのところ金融政策の面で米国に対する影響は小さい。また、米国は、外国でドルが利用されることにより、多くのシニョレッジを獲得している。このため、米国はドルが交換手段として国際的に使われることを促進している。

以下では、ドル化と国際通貨法の関係、ドル化がもたらす決済システムへのインプリケーション、ドル化に対する通貨発行国の政策スタンスについて述べることとする。

#### (2) ドル化と国際通貨法

##### イ．国際通貨法の基本原則

ドル化に関係すると考えられる国際通貨法の基本原則は次のとおりである。

第1に、国家は、その領域において通貨を発行する排他的な権利を有する。これは、貨幣国定学説の一側面であり、その意味で同説は依然として有効である。例えば、EC条約106条では、欧州中央銀行が共同体内における通貨の発行を認める排他的な権限を有することが定められている。なお、国家の排他的通貨発行権に関連する判例として、例えば、(犯罪行為を企図した)第三者からの発注を受けてある国の中央銀行の銀行券を印刷し、当該発注者にこれを引き渡した印刷業者に対し、当該銀行券の流通防止・回収のために当該中央銀行が被った損害の賠償を命じた英国の判例が挙げられる<sup>11</sup>。

第2に、国家からの許可なく通貨を印刷することは偽造であり、国際法に違

---

<sup>11</sup> Banco de Portugal v. Waterlow and Sons, Ltd., AC 452 (1932).

反するとともに、殆どの国において犯罪とされている。例えば、偽造通貨防止のための国際条約 (International Convention for the Suppression of Counterfeiting Currency and Protocol) 3 条は、各国に、通貨偽造を犯罪として処罰することを求めている。そして、欧州理事会決議では、同条約は、加盟国にとって共通のミニマム・スタンダードを提示するものであるとされている<sup>12</sup>。また、米国では、外国の通貨等を偽造した者について、罰金または 20 年以下の懲役を科すこととされているほか<sup>13</sup>、米国連邦最高裁判所は、国際法により、各国は外国通貨を偽造した者を処罰する義務を負うと判示している<sup>14</sup>。ある国家が外国の通貨を許可なく印刷する場合には、通貨偽造罪に当たるだけでなく、当該外国に対する敵対的行為となる。歴史上、ナポレオンやヒトラーをはじめ、国家が通貨偽造を戦争時の戦術の 1 つとして用いた例は多い。

上記のような通貨偽造に関する原則とドル化との関係を見ると、例えば、偽造通貨防止のための国際条約 3 条は、偽造外国通貨を国家に導入することを処罰すべきとしており、「1 つのことを明記しているのはその他のものの排除を意味する (expressio unius est exclusio alterius)」という原則に立てば、真正な外国通貨を導入することは合法であるということになる。したがって、通貨偽造に関する原則からは、外国通貨を輸入してドル化を行うことが違法であるとの結論は導かれない。

第 3 に、国家は、外国の管轄に属する事項に干渉してはならないという義務を負う。例えば、第 25 回国連総会決議 2625 号<sup>15</sup>は、「国家やその政治的、経済的あるいは文化的な構成要素に対する干渉は、いかなる形態のものであれ国際法違反である」としている。そこで、通貨発行国の同意を得ずに行われるドル化は、同決議に反しないかどうか問題となる。同決議は、他方で、「いかなる国家も、他国の主権行使を妨げるためあるいは何らかの利益を得るために、経済的、政治的その他の方法により、他国に強制を加えてはならない」としている。このことから同決議のいう「干渉」とは、故意になされたものを指していると考えられる。ドル化国は、自国経済を立て直すためにドル化を行うのであって、通貨発行国に害を与えるために行うわけではないことから、通貨発行国の承諾を得ず一方的に行われるドル化であっても、国際法違反となる「干渉」には当たらないと解される。

---

<sup>12</sup> Council Resolution of 28 May 1999 on increasing protection by penal sanctions against counterfeiting in connection with the introduction of the euro [1999] OJ C171/01.

<sup>13</sup> 18 U.S.C. § 478.

<sup>14</sup> United States v. Aronja, 120 U.S. 479, 489 (1887).

<sup>15</sup> G.A. Res. 2625, U.N. GAOR, 25th Sess., U.N. Doc. A/8082 (1970).

## ロ．ドル化に関する実務的なインプリケーション

ドル化国は、自ら外国通貨を印刷することはできないため、通貨発行国またはその中央銀行から当該通貨を直接購入するか、あるいは商業銀行等を通じて当該通貨を購入するしかない。その場合、購入する通貨の価値は、市場によって決定されることになる。この点において、通貨の価値は国家によって決定されるとする貨幣国定学説は妥当しなくなっているといえよう。

また、ドル化国は、自国を通貨発行国の法律やコントロールの下に置くことになる。例えば、米国は国際緊急経済権力法や国家緊急事態法（National Emergencies Act）<sup>16</sup>により、過去何回もドル建て預金の凍結やドル資金の供給制限を行ったことがある。

### （３）ドル化と決済システム

今日では、情報技術の発展とそれによる決済システムの拡大により、決済手段が法貨から銀行預金をはじめとする法貨以外の支払手段に移行してきている。こうした環境変化の下で、ドル化は決済システム面で様々なリスクをもたらしている。

#### イ．リーガル・リスク

まず、法的観点からは、ドル化国と通貨発行国とにまたがる取引における決済に関して、どの国の法律が適用されるのかが不明確であるというリスクがある。すなわち、米国では、債務者は法貨の提供により免責されるだけでなく、銀行振込の場合は被仕向銀行が支払指図を受け取った時点で<sup>17</sup>、小切手の交付の場合は小切手が最終的に支払銀行によって支払われた時点で<sup>18</sup>、それぞれ免責されることとされている。こうした米国内における決済に関するルールは、取引当事者間の合意によって、ドル化国にも持ち込むことが可能であるが、合意がない場合には、どのようなルールに従うこととなるのか不明確である。

#### ロ．オペレーショナル・リスク

決済システムのオペレーション面では、ドル化国におけるコンピュータ・システムや通信に関わるインフラの相違に伴うリスクがあるほか、ファイルの形式や決済システムの運営ルール・手続の相違によるリスクもあると考えられる。取引日から決済日までの日数の差も、混乱のもととなり得る。

---

<sup>16</sup> 50 U.S.C. Ch. 34.

<sup>17</sup> U.C.C. §4A-406(a).

<sup>18</sup> U.C.C. § 4-213.

## 八．決済リスク

ドル化国においては、決済システムのリスク管理が不十分である可能性があるほか、何らかの理由で、通貨発行国とのリンクが失われることにより、通貨発行国の決済システムを経由した最終決済を行うことができなくなるリスクもあると考えられる。ドル化国の決済システムにかかる潜在的なリスクが顕在化した場合には、通貨発行国も悪影響を受ける可能性があることから、通貨発行国は、ドル化国における決済リスクについても注意を払う必要があると考えられる。

### (4) ドル化に対する通貨発行国のスタンス

米国は自由市場主義を採っており、外国がドル化を行う場合に、米国による許可を得ることを求めてはいない。

しかし、米国は、ECB と同様<sup>19</sup>、ドル化を行う国はまず慎重に検討すべきであると考えている。ドル化は万能薬ではない。ドル化により金融政策の問題は解決できるかもしれないが、財政政策の問題は解決できない。ドル化は、欧州連合で行われているような財政政策への制約なしには成功しないということをよく理解する必要がある。

米国の対応に限界があることにも注意すべきである。サマーズ元財務長官やグリーンズパン FRB 議長が述べているように、米国は自国の経済状況のみを考慮して金融政策を決定するのであり、ドル化国の経済状況に配慮して金融政策を運営することはない。また、米国は、ドル化国における銀行監督を行うことではないし、ドル化国の銀行が流動性危機に陥ったとしても LLR 機能を果たすこともない。

最後に、欧州連合のユーロ化に対するスタンスと米国のドル化に対するスタンスとを比較しておく。Sáinz de Vicuña 氏は、2002 年にメキシコで開催された CEMLA・MOCOMILA 合同セミナー<sup>20</sup>におけるスピーチや本日の報告で、一方的なユーロ化は、通貨発行国の経済への干渉として、国際法違反に当たる可能性があるとの見解を示した。他方、2004 年 2 月に公表された ECB の論文では、

---

<sup>19</sup> 2004 年 2 月に ECB が公表した論文では、「ドル化・ユーロ化はマクロ経済を安定させるといわれているが、ドル化・ユーロ化は統合の簡単な代用品ではなく、各国は一方的なドル化・ユーロ化を選ぶ前に国内で金融政策を適切に遂行するという選択肢を慎重に検討すべきである」と述べている ( Adalbert Winkler, Francesco Mazzaferro, Carolin Nerlich and Christian Thimann, “Official Dollarisation/Euroisation: Motives, Features and Policy Implications of Current Cases,” ECB Occasional Paper Series No.11, p.51(2004) )

<sup>20</sup> Seminar held at CEMLA, Mexico City, on 14-15 February 2002 on the topic *Legal Aspects of Currency Boards, “Dollarization” and Similar Arrangements.*

「条約に定められた手続に従わずに行われるユーロの導入は、欧州通貨統合の論理に反する。したがって、ECB は、一方的なドル化・ユーロ化を歓迎しない」と述べられている<sup>21</sup>。「歓迎しない」という欧州連合の考え方と、「事前の許可を求めはしないが慎重に行うべき」という米国の考え方とは、依然として開きがあるものの、両者の姿勢は以前よりも多少収斂してきているようにも思われる。

#### < 討議 >

**Giovanoli**：国家は外国通貨を発行することはできないとしても、外国通貨と同価値の、独自のデザインの銀行券やクーポン券を発行することはできるのか。これに関連して、例えば、カレンシー・ボード制については、どのように考えればよいか。

**神田**：偽造という場合、行為の形式に着目するものと、機能に着目するものとが考えられる。機能から偽造を定義しようとする、偽造とそうでないものとを区別するのが難しくなるように思われるがどうか。

**Baxter**：例えば、アルゼンチンでは、米ドルとペソを 1 対 1 でペッグするカレンシー・ボード制が採用されていた。私は、カレンシー・ボード制のような仕組みが偽造に当たるとは考えていない。アルゼンチンでは、カレンシー・ボード制により金融政策の自由度を制限する一方で、財政規律が保たれなかったため、人々がペソを信頼しなくなり、銀行預金をペソではなくドルで引き出す動きが広がって、経済危機に陥った。アルゼンチンの例は、外国通貨を利用する国は、通貨の増刷によりインフレを引き起こすことはできなくなるが、財政支出に歯止めがかけられなければ、経済問題は解決されないことを示している。

**Lichtenstein (ボストン・カレッジ名誉教授)**：ドル化国における LLR 機能について、例えば、フィッシャーは、国際的な LLR 機能に関する論文<sup>22</sup>において、通貨発行機能がなくても流動性危機に対応することは可能であると述べている。

**Baxter**：ドル化国では、中央銀行による LLR 機能はなくなるが、流動性危機時に商業銀行等の民間セクターから流動性供給を受ける仕組みを整えておくといった対応が可能である。

---

<sup>21</sup> Winkler et al., *supra* note 19, p.5.

<sup>22</sup> Stanley Fischer, “On the Need for an International Lender of Last Resort,” *Journal of Economic Perspectives*, Vol.13, No.4, pp.85-104 (1999).

#### 4. 『金銭債務、準拠法、管轄権 (Monetary Obligations, Governing Law and Jurisdiction)』

(報告者: Blair 氏)

<報告>

##### (1) 通貨法 (lex monetae) の意義

「通貨法 (lex monetae)」という言葉は、国内法を指すこともあれば抵触法的に使われることもあり、一義的な定義があるわけではないが、狭義では通貨の発行に関する法を意味する。この意味での通貨法の条項は、通貨発行者への授權や通貨単位についてであり単純なものである。しかし、ある国の法廷で外国の通貨に関連する金銭債務が問題とされる場合に、その外国の通貨法がどのような役割を果たすのかは複雑な問題である。答えは、当該法廷地の抵触法のルールによって導かれることになるのであるが、それは、そう簡単な話ではない。通常、契約上の債務に関する事項は、契約法 (lex contractus) によって決まり、国際的な金銭債務については、殆どの場合、契約で準拠法が明示的に選択されている。金銭債務がどの通貨で表わされていようと、金銭債務の解釈、履行、不履行の効果、弁済手段、時効、無効等については契約法が支配するのである。契約準拠法の選択がなされていない場合は、使用された通貨の国の法が準拠法とされることもあろうが、これは絶対ではない。

それでは、通貨法の守備範囲は何か。英国の判例法に基づき、外国通貨で金銭債務が表わされている場合において、外国通貨が変更されたときの契約への影響について検討すると、以下の5つの原則が明らかとなる。第1に、債務が表示されている通貨の国の通貨法によりその通貨とは何かが定められる。第2に、外国通貨で支払う債務は、返済日に当該国の通貨法の下で法的な通貨 (legal currency) とされているものにより支払う債務である。第3に、通貨法が支払いの形態を決定する。第4に、金銭債務は、名目主義の原則の下で、支払時点における通貨法に基づく法的な通貨により名目的な債務額を支払う債務である。第5に、通貨が他の通貨に取って代わられる場合、交換に関するルールは通貨法による。すなわち、新しい通貨を作り出した法律において規定されている交換比率により、古い通貨単位で支払う債務は、同じ価値を新しい通貨単位で支払う債務に変換される。

他方、ニューヨーク州法および米国法においては、貨幣国定学説が広く受け入れられているといわれ、同説によれば、通貨は法制の創造物であり、通貨発行国の法律が、何が通貨であるか、通貨交換の場合には旧通貨と新通貨の交換比率をどのようにするかを決めるとされる。英国法においてもニューヨーク州法においても、具体的な事案において実質的に異なる結果が生じることは考え

にくい。その他の法制におけるアプローチをみると、例えば、スイスの国際私法では、通貨（Currency）との表題が付された 147 条に、何が通貨であるかは問題となっている通貨を発行している国の法律によって定められる、債務額は債務の準拠法によって定められる、支払いに使われる通貨は支払いが行われる国の法律によって定められる、ことが規定されている。これは、英国の判例法に関して述べた上記の原則とその根底において整合的であると考えられる。

なお、国際的な金銭債務に関しては、通貨法、契約法以外にも重要な法規範がある。履行地法（lex loci solutionis）が外国通貨債務を自国通貨により弁済できるかどうかを、法廷地法（lex fori）が外国通貨建ての判決を行うことができるか、どのようにして外国通貨建て債務を自国通貨建てに換算するか、といった手続事項を決めることとなる。

## （２）法の適用における管轄問題

通常、国際的な金銭債務の内容を実質的に規律するのは、契約法であって、通貨法ではない。しかし、法廷地法の強行法規の適用は、準拠法の選択（choice of law）を明示的に行っても制限できない。他方、通貨発行国の強行法規は、当該国の法律が契約の準拠法とされていたり、契約の履行がその国でなされるのでない限り、域外において当事者の債務に影響を与えることはない。このことは、リビア・アラブ銀行対バンカース・トラスト事件の判決においても明示されている。すなわち、英国裁判所は、リビア・アラブ銀行の預金口座は英国に存在し、ドル建てであっても英国法が適用されること、預金の払戻しには米国内での行為を必要としないことを挙げ、米国法において禁じられている行為であることは、バンカース・トラストが預金払戻しを拒否する理由にならないと判示した。同判決は、銀行預金は口座の所在する支店で払戻しを受けることができ、当該支店の所在地の法律が当該債務に適用されるとの原則を示している。さらに、同判決は、外国通貨による債務を自国通貨による債務と同等に扱ったこと、通貨発行国が自国の領域を越えて自国通貨建ての契約に強行法規の効力を及ぼそうとすることに対し制限を加えたこと、において重要である。仮に、同判決が反対の結論を示していたとすれば、通貨法の内容は大きく変容していたことであろう。

2001 年の米国 9/11 事件以降、これらの原則を変更しようとする動きがみられる。米国では、米国パトリオット法により、テロへの資金供給を抑えるため外国銀行の米国内資産の凍結が可能とされている。国際公法のレベルでは、2002 年 4 月にテロ資金供与防止条約（International Convention for the Suppression of the

Financing of Terrorism)<sup>23</sup>が発効している。また、これに先立つ 2001 年 9 月 28 日、国連安全保障理事会において、各国に対して金融面を含む包括的な対テロ対策を実施することを義務付ける決議<sup>24</sup>が採択された。銀行は、テロ関連資金を巡り、以前に比べ格段に厳しい対応を求められている。実務的にみれば、国際的に活動する銀行は、米国を経由する取引を行わざるを得ず、米国の当局によって国益のために不可欠と位置付けられている強行法規を無視できないことから、テロへの資金供給の禁止に関しては米国の措置が最も実効性を有することが明らかになってきている。リビア・アラブ銀行対バンカース・トラスト事件では、米国は域外で海外資産管理室 (OFAC) による措置の遵守を確保することができなかったが、現在では、多くの米国外の銀行が、全世界に広がる自行の顧客を OFAC のリスト<sup>25</sup>に照らしてチェックしている。各国で法定されているテロへの資金供給を禁止するための措置は、その性質上、「疑い」を基準に発動すべきものである。したがって、法律的にみると、米国外の銀行にとって、顧客が OFAC リスト上で指名されているということだけで、自国の法律により対テロ措置を取るべき「疑い」があるということになるのかどうか、が問題となるといえよう。

### (3) 通貨法の再定義

現在、通貨法概念を再定義することが必ずしも必要とは思われないが、国際通貨法が、そもそも幅広く、漠然としたものであるということは念頭に置いておく必要がある。国際通貨法は、私法、公法、規制法という形態のほか、近年はソフト・ローの形でも金銭債務に影響を及ぼしている。

ソフト・ローは、それ自体は拘束力を有するものではないが、国際的な規範形成の媒介物として機能している。例えば、決済システムが円滑に機能しているのは、法的な側面からみると、支払完了性、ネットィング、担保、倒産法に対するシステム内規則の優越等といった重要事項に関し、BIS の支払決済委員会 (CPSS) 等の機関を通じて合意が形成されているからである。これらの合意に基づく諸原則は、スタート時点ではソフト・ローの形をとるかもしれないが、その後、各国国内法に取り込まれていく場合もある。これらの機関を通じて行われている決済システムに関する各種の調査・研究の成果、例えば、決済シ

---

<sup>23</sup> 一定のテロ行為 (ハイジャック等) に使用されることを意図してまたは知りながら行われる資金の提供および収集を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等について定めている。

<sup>24</sup> U.N. SCOR, 56th Sess., 4385th mtg., U.N. Doc. S/Res/1373 (2001). 同決議では、テロへの資金供与を犯罪とすること、テロリストの資産を凍結すること等が求められている。

<sup>25</sup> 米国内外のテロリスト、テロ組織、麻薬密売人等の名前を挙げた 100 頁を超えるリスト。米国外においては、直接的な規制の効力を有しているわけではない。

システムの規制監督、決済システム間の相互依存関係、決済システムを支える情報技術、決済システムの機能にとって必要な法的条件といった事柄についての調査・研究成果は、現代の国際通貨法の一部を構成しているといえる。

他方、マネーロンダリング対策やテロへの資金供給の禁止といった強行法規に関しては、その重要性はいうまでもないものの、いくつかの問題があると思われる。第 1 に、ほぼすべての国で、マネーロンダリング対策に関する立法が行われているが、それらがきちんと執行されているかどうかは別問題であり、主要な金融市場におけるマネーロンダリング対策が、不十分な点を残しつつも大幅に厳しくなっている中で、規制の緩い市場との間で、レベル・プレイング・フィールドの問題が生じている。第 2 に、疑わしい取引の報告の増加に対する監督機関の処理能力の問題がある。報告数の急増は、金融機関におけるチェック手続の改善を反映したものであるが、「念のための」報告が増加していることも否めない。これは、究極的には、規制の自滅につながることになる。また、報告された取引は監督機関の同意（通常は形式的なもの）が得られるまでは中断されることになるため、報告の増加が資金の流れに影響を及ぼすことも懸念される。第 3 に、規制の枠組みが「疑い」をベースとするものであるだけに、個人の権利との関係で問題が生じ得る。マネーロンダリング規制に関していえば、顧客は自己の情報が当局に開示されていることを知らされていないことが多い。個人的には、資金が動かされる危険がある場合や、調査の妨げとなるような場合でなければ、金融機関は顧客に対してもう少しオープンになってもよいのではないかと考えている。また、テロ対策に関していえば、仮に個人が理由なくテロリスト等としてリストアップされてしまった場合にどうするのかという問題がある<sup>26</sup>。

最後に、国際通貨法に關係する課題として、国際債務問題について言及したい。現在、様々な債務削減プログラムが存在しているが、債務削減は、金融システムの信頼性を確保するうえで、非常に重要な問題といえよう。もっとも、債務である以上、返済されなければならない、贈与だけでは南北問題の解決に必要な資金を賄いきれるものではない。私法の側面においては、ハゲタカ・ファンドによるソブリン債の買い叩き・非協調的な回収行為が、例えば、債券や貸付契約における債権者平等条項（*pari passu clause*）の意味に関する議論を惹き起こしている。秩序ある債務のリストラを可能とする国際的な法的枠組みが存在しない中で、IMF はソブリン債の契約における集団行動条項（*Collective Action Clauses*）の活用を促進している。こうした働きかけが奏効すれば、将来的にソ

---

<sup>26</sup> 2002 年には、OFAC のリストに名前が掲載されたソマリア系のスウェーデン市民が、送金は祖国の家族宛のものでテロとは関係ないと主張し、スウェーデン政府の働きかけにより、名前がリストから除去されたという例があった。

プリン債を巡る状況は改善するであろうが、当面は、国際通貨法に携わる法律家がその他の解決方法を探すべく努力しなければなるまい。

### < 討議 >

**Baxter** : リビア・アラブ銀行対バンカース・トラスト事件に関し、2点指摘したい。第1に、同事件を米国法の域外適用に関するものと位置付けることは適当かという点である。同事件では、米国が、米国民であるところの米国銀行のロンドン支店に対して預金の凍結を命じたものである。これは、米国民に対する米国法の適用に他ならず、英国裁判所が英国国民に対して行っている、いわゆる「マレヴァ型差止命令」(Mareva injunction)<sup>27</sup>と変わるところはないのではないか。第2に、英国裁判所の判決は妥当であったかという点である。判決後の展開をみると、リビアがテロを支援しており、パンナム航空機爆破に関与したことは周知の事実である。米国がテロ行為を阻止する目的でテロ資金の払戻しを禁止したのに、英国裁判所が米国銀行に対してテロリストへの支払いを命じたことは結論として正しかったとは思えない。

**Blair** : 米国銀行が外国で営業している場合、米ドル建ての業務であっても米国法ではなく業務を行っている国の法律が適用されるのは、当然のことである。もっとも、テロリストの資産凍結に関しては、1980年代以降、状況が変わってきていると思う。すなわち、現在では、テロリストの資産は凍結されるべきという国際的な規範ができ上がっている。実務をみても、金融機関は顧客名をOFACリストと照合して、支払いがテロリストへの資金供給に当たらないかをチェックしている。ただ、OFACリストには、テロリストのカテゴリーに含めるのは適当でない人の名前までもが載っていることには、注意が必要である。すべての国が断固たる措置を取るべきテロリストと、各国の外交政策上の関心から要注意とされている人とを峻別する作業が必要であると思う。

次に、リビア・アラブ銀行対バンカース・トラスト事件に対する英国裁判所の判決が良かったかどうかという点については、価値判断の問題であり、様々な意見があるであろう。私自身は、欧州のどの裁判所においても異なる結論が出ることはなかったであろうと考えている。ご指摘のような価値判断も理解できないではないが、より重要なことは、判決が法的に正しかったかどうかということであると思う。

---

<sup>27</sup> 訴訟の結果、原告が勝訴して金銭による給付判決を得る可能性が高い場合で、被告が裁判所の管轄内にある被告の財産を管轄外に持ち出す恐れがあるときに、被告に当該財産の処分・持出しを禁じる仮差止命令。

## 5 .『通貨主権の法的側面に関する考察 ( Reflections on Current Legal Aspects of Monetary Sovereignty )』

( 報告者 : Gianviti 氏 )

### < Freis 氏による代理報告 >

#### ( 1 ) はじめに

通貨主権 ( monetary sovereignty ) には、国家に帰属する 3 つの排他的な権利、すなわち、 領域内で法貨として通用する通貨を発行する権利、 当該通貨の価値を決定・変更する権利、 領域内における法貨および法貨以外の通貨 ( 外国通貨、銀行預金等 ) の利用を規制する権利、が含まれる。上記 および の権利は通貨の支払手段としての役割に、上記 の権利は通貨の計算単位としての役割に対応したものである。以下では、通貨主権に含まれるこれらの権利の内容と限界について整理する。

#### ( 2 ) 通貨を発行する権利

ある領域内で通貨を発行する権利は、当該領域に対する主権を有する国家自身によって行使されたり、中央銀行やカレンシー・ボード等に委譲されたり、欧州中央銀行のような複数国に共通の組織に委譲されたりする。そして、国際慣習法および条約により、各国は外国の通貨を偽造してはならないこととされている。

#### ( 3 ) 通貨の価値を決定・変更する権利

通貨発行国は、自国通貨の価値を決定または変更することができる。自国通貨の価値を特に定めなくても構わない。

最初の IMF 協定の下では、加盟国の通貨の価値は金で定められ、加盟国は自国通貨の為替相場を平価を中心とする一定の範囲内に維持する義務を負っていた。加盟国は、平価を一方的に変更できることとされていたが、一定値を超えて平価を変更する場合には IMF の同意が必要とされた。IMF が同意しないにも関わらず平価が変更された場合には、当該加盟国は IMF 資金を利用することができなくなるが、それでも当該平価の変更は IMF 協定違反とはみなされていなかった。こうしたケースにおいてさえ、通貨主権は尊重されていたわけである。現行の IMF 協定の下では、加盟国が自国通貨の価値を決定・変更する権利に対して、通貨の価値を金によって定めてはならない ( 4 条 2 項(b) )、国際収支の調整を阻害するためや他の加盟国に対して不公正な競争上の優位を得るために為替相場を操作してはならない ( 同条 1 項(iii) ) 等の一定の制限が課されている。

常設国際司法裁判所の判断によれば、国家は自国の領域外で生じた事項に対して、立法または司法を通じて管轄権を及ぼすことができるが、そのことは、

外国がその国の法律の効果を認めなければならないということの意味するものではないとされている。したがって、通貨発行国による本国通貨の価値の変更が外国の裁判所によって認められるかどうかは、契約法や法廷地の公序によって決まるものと考えられる。欧州連合が ECU を 1 : 1 でユーロと交換することを決めた後、ニューヨークをはじめとする米国のいくつかの州で、ECU 対ユーロの交換比率を承認する法律が制定されたが、これは、マーケット参加者が ECU からユーロへの変更が既存の契約に適用されることについて訴訟を提起することを懸念したために取られた前例のない行為であった。

他方、金約款 (gold clause)<sup>28</sup>等の債権の実質価値を維持する条項を規制する権利は、通貨価値を変更する権利から生ずるものと理解する向きもあるが、実はそうではない。債権の実質価値を維持する条項を規制する権利は、計算単位として使われている通貨が何であるかに関わらず発動することができる。ちなみに、ECU とユーロの交換に関する欧州連合の規則では、債権の実質価値を維持する条項の効力を ECU とユーロの 1 : 1 の交換比率の例外として認めている<sup>29</sup>。

#### (4) 通貨の利用を規制する権利

国家は、領域内における本国通貨その他の通貨および当該通貨建てのあらゆる支払手段の利用について規制することができる。すなわち、国家は、支払いに関する規制を行ったり、為替管理を導入したり、外国通貨による支払いを禁止したりすることができる。また、例えば租税回避を防ぐために、一定額以上の支払いについて小切手や振込・振替の利用を求めるなど、法貨の効力を制限することもできる。

国家は、本国通貨について、自国民による海外での利用、あるいは海外における支払いのための利用全般を禁止することができる。なお、国家が海外において本国通貨の利用を要求する例は、占領地における場合を除いてはみられないものと思われる。ある国家が本国通貨の利用に関する規制を定めた場合、当該国の領域外において他の国家が当該法律の効果を認めなければならないかどうかは、難しい問題である。第 1 に、外国による為替管理は国際法の原則<sup>30</sup>に基づいて承認されると考えられるが、一部の国は、それが契約上の債務に影響す

<sup>28</sup> 金約款とは、通貨価値の下落に伴う債権の実質価値の減少というリスクを回避するため、金貨またはその価値に相当する金額をもって債務の支払をなすことを定める約款である。

<sup>29</sup> Council Regulation No 1103/97 of 17 June 1997 on certain provisions relating to the introduction of the euro [1997] OJ L162/1 Art.2.

<sup>30</sup> 具体的には、契約上の債務に適用される法律に関するローマ条約 (Rome Convention on the law applicable to contractual obligations) 7 条、主権行為の理論 (act of state doctrine)、国際礼让等が挙げられる。

るに過ぎない場合であっても、外国の公法には効力を与えるべきではないと反論している。例えば、ニューヨーク、ロンドンといった主要金融センターにおいて、IMF 協定 8 条 2 項(b)が制限的に解されていることや、ドイツにおいて同条項が資本移動には適用されないとされていることは、裁判所が外国による為替管理を承認することに対して消極的であることを示しているといえる。第 2 に、海外での自国通貨の利用に対する規制は、国家の主権に基づくものであり、外国もその効力を認めるべきという議論がある。しかし、リビア・アラブ銀行対バンカース・トラスト事件において、英国裁判所は、米国銀行のロンドン支店に預けられたリビアのドル預金の米国による凍結を認めなかった。第 3 に、通貨の発行者は、当該通貨が海外で法貨として使われること、あるいは、銀行預金等の計算単位として使われることを禁止できるか、という問題もある。先に述べたとおり、国家は、そのような法律を制定することはできるが、外国の裁判所は、通貨発行国の主権の対外的な効果としてその法律の効力を認める義務は負わないであろう。すなわち、法廷地国の領域主権が通貨発行国の法律よりも優先すると考えられる<sup>31</sup>。

## 6 . 『通貨の変容と通貨法へのインプリケーション ( National and International Evolution of Money and Implications for Monetary Law )』

( 報告者 : Giovanoli 氏 )

### < 報告 >

#### ( 1 ) 通貨法の意義

法律は、人間の営みにおける各種の衝突を回避または解決するために存在している。こうした法律の役割に照らし、通貨法のあり方は、通貨のあり方に依存する。20 世紀の間に、通貨は、それ自体に重さと価値があり誰の目から見ても識別が容易な、主権者によって発行される「実物」から、目に見えない「『実物』でないもの」に変容した。また、複数の国家が単一の通貨を共同で利用する事例や外国の通貨を自国の通貨として利用する事例も珍しくなくなっており、1 国家 1 通貨という原則が崩れてきている。こうした中、通貨の根本概念を再検討する必要性が高まっているといえるだろう。以下では、通貨に関し、国内のおよび国際的側面のそれぞれについて生じている変容を指摘し、そのインプリケーションを検討するための土台を提供することとしたい。

---

<sup>31</sup> 通貨発行国は外国による自国通貨の利用を禁止できるかという点に関し、François Gianviti, “Use of a Foreign Currency under the Fund’s Articles of Agreement,” *available at* <http://www.imf.org/external/np/leg/sem/2002/cdmfl/eng/gianvi.pdf>. 参照 ( 特に 9 頁以下 )

## (2) 国内法の枠組みの中での通貨の変容

### イ．通貨の価値

19世紀の通貨は、金・銀という「実物」で価値が規定されており、銀行券は、法律によって金・銀の代替物であると規定されて初めて意味を持つに過ぎなかった。そして、法貨の定めには、紙切れが金・銀と同じ価値を有することを宣言し、金・銀の代わりに紙切れを受け取ることを義務付けるという意味があった。また、中央銀行の役割は、金・銀の代わりに銀行券を発行すること、銀行券の金・銀への兌換請求に応じること、銀行券発行高に対して法定の準備を保有することに止まっていた。

ところが、現在では、通貨の価値は、中央銀行の金融政策によって決まる。通貨の価値は市場によって決まるという考え方もあるが、中央銀行の金融政策と市場との相互作用によって決まるとするのが正確であろう。現在の通貨は、一定の領域の下で、その価値を維持するために中央銀行によって監視され、発展し続ける生き物である。

こうした中で、通貨について、以下のような変化が生じた。第1に、通貨について議論することは、管轄(jurisdiction)について議論することを意味するようになった。第2に、中央銀行は、通貨価値の安定を第一義的な目的として金融政策を行うことを主たる使命とするようになった。第3に、金・銀を価値の裏づけとする兌換銀行券の時代には問題とならなかったことであるが、中央銀行の独立性が重要になった。どのような政治体制かにかかわらずインフレ志向は根強く、民主主義の下でも、財政支出の増加を求める勢力が存在するため、政治家や政府の圧力から中央銀行を保護することが不可欠である。第4に、法貨の概念は、殆ど無意味なもの、あるいは、少なくとも覆され得る標準に過ぎないものとなった。すなわち、当事者間で特段の合意がない場合に、法貨が支払手段として使われるに過ぎない。

### ロ．通貨の形態

近年、銀行券や硬貨といった現金の役割が縮小しており、決済におけるキャッシュレス化の動きが顕著である。現金は、引渡しと同時に決済が完了するという点では理想的な支払手段であり、それ故に、絶滅することはないであろう。しかし、通貨は、金銭債務を消滅させる機能を果たすことのできるものであれば何でもよいわけで、必ずしも動産(chattel)である必要はない。その意味では、中央銀行にとって、銀行券の発行はもはや本質的な任務ではなくなってきているとみることもできよう。現に、例えば、香港では、銀行券の発行は民間銀行に委ねられている。

## 八．通貨を巡る国家と市場の関係

現在、支払いに使われている金融資産の大半は銀行に対する請求権であり、小切手であれ振込であれ、銀行が支払手段を提供している。このように、経済全体が、決済に関して銀行制度に依存している状況においては、決済システムが適切に機能し、支払手段の提供主体たる銀行の支払能力が確保されていることが不可欠である。このため、中央銀行にとって、決済システムの監督が非常に重要な課題となってくる。Baxter 氏の報告にもあったように、ドル化が行われる場合においても、効率的な決済システムの確保は不可欠であり、通常は、通貨発行国の通貨当局による監督が必要となるであろう。

このように、国家や中央銀行の発行する現金の役割は縮小してきているものの、市場で使われている私的な支払手段は、あくまでも、国家によって定義され、中央銀行によって価値が創造されている通貨単位に基づいていることを指摘しておきたい。何が通貨かは市場参加者によって決定されるという主張は、一面においては正しいが、市場参加者は独自の通貨単位を創設することはできず、公的な通貨単位を用いているという点からみると、正しいとはいえない。むしろ、通貨の生成や流通については、公的な主体と私的な主体が相互に作用しているというのが適当かもしれない。したがって、貨幣国定学説は、以前のようには妥当しないが、かといって死に絶えたともいえないであろう。Sáinz de Vicuña 氏の報告にあったように、真実は、通貨は国家が定めるという見方と通貨は社会が定めるという見方の中間に存在するといえるのではないか。

### (3) 通貨のグローバル化

#### イ．国際的なソフト・ローの重要性

周知のように、通貨や決済のグローバル化が進展しており、市場の相互依存も強まっている。ある地域における決済システムの混乱や危機は、直ちに他の地域、そして全世界に拡散するため、システムック・リスクの問題は非常に重要となっている。したがって、決済システムに関する最低限のグローバル・スタンダードは不可欠であり、各種の国際的な委員会が、コンセンサス作りのための作業を通じて、各種の基準を創造し、それらが国際的なソフト・ローとなっている。これらのソフト・ローは、銀行監督、決済システム、会計基準、情報開示等の分野で、レベル・プレイング・フィールドを提供するとともに、危機の発生を防止するうえでも重要な役割を果たしている。同様に、マネーロンダリングを含む国際的な金融犯罪、国際テロへの対応に関しても、緊密な国際協調が必要であろう。また、国際的な債務問題の秩序ある解決についても、一層の協調が必要である。ソブリン債のリストラや国際倒産法といった分野は、依然として混迷状態にあるといわざるを得ない。

## ロ．為替相場の変動

現在、ブレトン・ウッズ体制に代わるような国際的な通貨制度の枠組みは存在しない。為替相場の変動は、市場に委ねられている。かつては、通貨価値の変動への債権者の対抗措置としての金約款等が、通貨法に関わる法律家にとって重要な問題の 1 つであったが、現在では、そうした条項は姿を消し、相場変動への対抗措置としては新しい金融技術によるリスク・ヘッジが用いられている。変動相場制には、為替相場の調整が市場原理に則って行われるというメリットがあるが、他方では、市場が常に正しく動くとは限らないので、為替相場の急激な変動が発生することもあり得る。したがって、変動相場制の下では、秩序ある為替相場を維持することに関し、中央銀行は、固定相場制の時代よりも一段と重い責任を負っているといえる。

## ハ．通貨発行国の管轄権

国際的に英語が広く使われているのと同様、国際的に広く使われる通貨は、英ポンドおよび YES 通貨 (Yen, Euro, \$) に集中している。しかし、これらの通貨は、国際語とされるエスペラントに相当するような国際通貨ではない。国際的に利用されている通貨は、あくまでも国家や各国法を背景とした通貨である。ユーロについても、12 の通貨統合参加国が背後に存在している。こうした中で、国家はどの程度まで外国通貨を使うことが許されるのか、という問題が生じる。この点については、既に議論があったように、国家が外国の通貨を使うのは自由であるという見方と、国家が許可なく外国の通貨を使うことは認めべきではないという見方とがある。また、法的な問題如何に関わらず、例えば、コソボやモンテネグロが一方向的にユーロを通貨として利用していても大した問題は生じないが、仮に、もっと人口や経済規模の大きな国が一方向的にユーロを使うという場合には、現実の問題として混乱が生じることも考え得る。

法的には、通貨発行国の管轄権は、外国における当該通貨の利用に関しどの程度及ぶのかが問題となる。これは、国家法の域外適用という問題だけでなく、どのようにして支払いが行われるかという事実に関わる問題を含んでいる。リビア・アラブ銀行対バンカース・トラスト事件において、英国裁判所は、米国銀行のロンドン支店におけるドル建て預金について、ニューヨークにおける決済行為を通じることなく、英国の国内通貨により預金の払戻しを行うことができるので、預金の払戻し請求に応じるべきだと判示した。しかし、何故、この場合に国内通貨で支払うことができるのかは、明らかではない。英国裁判所は、金銭債務の内容を変更し、為替リスクを契約当事者に課したことになる。国内通貨で支払いを行うことができると結論付けることが本当に正しいといえるのかどうかは、疑問である。

次に、マネーロンダリングの阻止やテロとの戦いといった公法上の規制につ

いてみると、それぞれの国家はそれぞれの国家的、政治的な関心から、公法的な規制を定めている。公法的な規制には、世界的な関心事としての要素と各国独自の関心事としての要素が含まれており、各国が、同じ事象について同じように捉え、統一的な規制が適用されなければならないというものでもないように思われる。例えば、米国パトリオット法にみられるように、A国所在のX銀行に銀行間口座を有するB国のY銀行にテロリストが預金口座を有する場合、A国は、X銀行におけるY銀行の預金を凍結できるのか、といった問題への対応は、B国がA国に協力的であるかどうかによって異なると考えられる。ここで、テロリストの資産を凍結するということに関し、第一義的な責任を負っているのは、テロリストの預金口座が存在するB国である。預金者と銀行の関係は、通常、預金口座の所在地の法律に即して処理されるべきものと解されるし、また、預金者に関する情報が最も豊富であるのも預金口座の所在地であると考えられる。したがって、B国がA国に協力的である限り、B国がY銀行におけるテロリストの預金凍結を行えば足りる。B国が協力的でない場合においてのみ、A国は公法上の規制の執行ができないという状況を克服するために、X銀行におけるY銀行の預金を凍結することになると考えられる。

#### (4) おわりに

マンの著作である“The Legal Aspect of Money”において示された通貨法概念や定義は、同書が何度か改訂された後も、19世紀の金・銀を基軸とした考え方から脱皮しきれないように窺われる。通貨とは何かということ自体が変容してきていることを認識しておかなければなるまい。将来的には、国家にとって、自国通貨を発行することは、自国の航空会社を保有するのと同様、「贅沢」になる日が来るかも知れない。また、国際的な相互依存が深まる中で、法の抵触は、私法上のみならず公法的な面でも問題となってきている。こうした環境変化を踏まえて、通貨法概念や定義を改めて注意深く検討することの重要性を指摘しておきたい。

#### < 討議 >

曾野(北海道大学名誉教授): 通貨を巡る環境は劇的に変化してきている。本セミナーでは、通貨法という概念が存在することについては意見の一致がみられたと思うが、その意味や効果の範囲については各人各様の捉え方をしていることが明らかとなった。今後、通貨を巡って、純粹に法的観点からだけでなく、政策的観点、制度的観点に根ざした考察が求められよう。

早川: 通貨法という概念を設定する必要があるのか疑問に感じた。確かに、通貨に関する法律の研究を促進するために、通貨法という分野を設けることには一定の意味が認められよう。しかし、特に国際私法の観点からみた

場合、通貨法の内容は不必要であり、論者によって多義的な概念であることから有害でさえある。本日議論された諸問題の多くについては、通貨法という概念を設けなくても、例えば、Gianviti 氏の報告にあったように、通貨を発行する権利、通貨の価値を決定・変更する権利、通貨の利用を規制する権利といった形で個別に検討することができ、それで足りると思われる。

**森下**：通貨の利用に関する公法的な規制のあり方として、米国パトリオット法にみられるような手法が主流になっていくと考えられるか。

**Giovanoli**：テロへの資金供給を防止することは大変重要であると思う。但し、資金の凍結措置は、第一義的にはテロリストの預金口座が存在する国で実施されるべきであり、テロとの戦いに協力的な銀行の資産を凍結するのではなく、テロリストの資産自体を凍結することを目指すべきである。

**Baxter**：金融政策の目的は通貨の価値の決定ではなく、あくまで物価の安定である。物価の安定とは、時系列でみた相対的な価値（ $t_1$  から  $t_2$  の物価の変動）を問題にするものであり、 $t_1$  や  $t_2$  における一時点の通貨の絶対的価値を問題にするものではない。また、物価の安定は、主権と結び付いた特定の領域内で実現されるものであり、金融政策の運営は、グローバル市場における通貨の価値と直接関係するものではない。だからこそ、通貨の価値は市場によって決定されるということができるのである。中央銀行の金融政策が通貨の価値を決定しているという議論には賛成できない。

**Giovanoli**：通貨の対内価値の維持は物価の安定と同義であり、その点用語の問題に過ぎないといえよう。しかし、通貨の価値という場合、他の通貨との相対価値である対外価値も問題となる。そして、通貨の対外価値について、中央銀行が関与すべきかどうかという点に関しては、激しい論争があり得るものと承知している。

**Lichtenstein**：通貨の対外価値の変動をならすのは、中央銀行の役割ではなく、財務省の役割であると認識している。独立性を確保した中央銀行は、通常、為替相場には介入しない。

**Gannon**：ECB をはじめ、多くの中央銀行の金融政策は、通貨の対外価値ではなく、対内価値の安定を目的としていると認識している。これに対し、香港では米ドルをアンカーとするカレンシー・ボード制が採用されており、香港金融庁は、香港ドルの対内価値に影響を与え得るような金融政策を行う能力を制約されている。他方、外貨準備を活用して香港ドルの対外価値を維持することは香港金融庁の法律上の責務である。私は、これも一種の金融政策といってもよいのではないかと考えているが、本席の全員の同意が得られるものとは思わない。

**Sáinz de Vicuña**：例えば、ユーロシステムは、域内の物価安定の達成を支援する

ため、外貨準備を用いて外国為替市場でも行動している。物価の安定と通貨の対外価値の間には一定の関係があり、グローバル経済の下では、外国為替市場と金融政策の間に絶対的な壁があるとはいえないと思う。

以 上

## The List of Participants

### ( 1 ) MOCOMILA

Thomas C Baxter Jr	General Counsel, Federal Reserve Bank of New York
William Blair QC	Barrister
James H Freis Jr	Senior Counsel, BIS
Stefan M Gannon	General Counsel, HKMA
Mario Giovanoli	General Counsel, BIS
Hideki Kanda	Prof., University of Tokyo
Cynthia Crawford Lichtenstein	Prof. Emeritus, Boston College Law School
Antonio Sáinz de Vicuña	General Counsel, ECB
Engela C Schlemmer	Prof., University of South Africa
Kazuaki Sono	Prof. Emeritus, Hokkaido University
Syue-ming Yu	Prof., National Taiwan University Justice of Constitutional Court

### ( 2 ) JAPAN

Yoshihisa Hayakawa	Associate Prof., Rikkyo University
Shigehito Inukai	Senior Fellow, National Institute for Research Advancement
Yuji Iwasawa	Prof., University of Tokyo
Keimei Kaizuka	Prof., Chuo University
Tadashi Kanzaki	Prof., Gakushuin University
Akira Kotera	Prof., University of Tokyo
Souichirou Kozuka	Associate Prof., Sophia University
Takashi Kubota	Associate Prof., Waseda University
Iwao Kuroda	Prof., Chuo University
Hitoshi Maeda	Prof. Emeritus, Gakushuin University
Keiji Matsumoto	Executive Counsel, Mori Hamada & Matsumoto
Tetsuo Morishita	Associate Prof., Sophia University
Zenya Onishi	Attorney-at-Law, Mitsui, Yasuda, Wani & Maeda
Masaru Ono	Partner, Nishimura & Partners
Fumihide Sugimoto	Partner, Nagashima Ohno & Tsunematsu